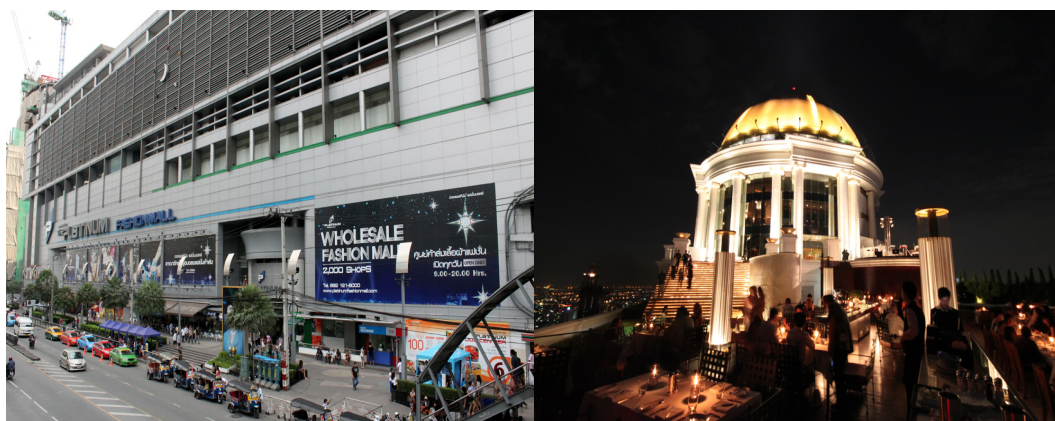


国際貿易事業：国際地域統括本部（IHQ）および国際貿易センター（ITC）②



前回は、国際地域統括本部（IHQ）について説明しましたが、今回は、国際貿易センター（ITC）について、ポイントとなる点をまとめて記載いたします。

<国際貿易センター（ITC）とは>

海外の法律で設立された法人に対し、商品、原材料、部品を購入・販売、ならびに貿易に関連するサービスの提供を目的とする、タイの法律で設立された会社です。この国際貿易センター（ITC）に位置づけられた会社は、奨励条件を満たせば、各種恩典を受けることができます。

なお、旧制度のIPO(部品および半製品の国際調達事務所)と比較すると以下の点が変更になっております。

(申請条件)

○旧制度

- * 倉庫を所有若しくは、賃貸契約があり、コンピュータの倉庫管理システムを有すること。
- * 商品の調達や品質検査、梱包業務を行うこと。
- * 複数の調達先（国内含む）を有すること。

○新制度

- * 払込登録資本金が、1,000万バーツ以上であること。

補足：国際貿易センターが、上記の条件を満たすことが出来ない場合には、該当する会計年度において、企業や駐在員に対する税制恩典受理の資格が失効します。

(商品の購入・調達範囲)

○旧制度

*タイ国内や海外からの原材料、部品および半製品

○新制度

*タイ国内や海外からの原材料、部品、半製品及び製品(完成品)

(海外への商品販売)

○旧制度

*国内で調達した商品の海外への輸出(In-Out)のみ対象

○新制度

*国内で調達した商品の海外への輸出(In-Out)に加え、タイへの輸入なしで、海外商品の購入、販売(Out-Out)も対象

条件を満たせば、次の恩典が受けられます。

<税的恩典>

- ・機械の輸入関税免除
- ・輸出处向け製品用の原材料・部品の輸入税免除
- ・タイ関税法に基づく積み換え、通過貨物、Out-Out貿易による収入(法人税)
- ・外国企業に対し、国際貿易関連サービスの提供による収入(法人税)
- ・法人税免除対象収入からの配当金

<その他恩典>

- ・外国人による過半数または全数の株式保有許可
- ・外国人による土地所有許可
- ・外国人技術者・専門家の導入許可
- ・個人所得税を15%へ引下げ(海外からの出向者対象)
*就労による総収入(累進課税のため、各企業によって元の所得に対する課税割合は統一でない。)

最後に、BOI関連のニュースを記載いたします。

BOIは、今年の投資目標を、昨年の投資額の約2倍にあたる約1.5兆円に設定しました。昨今の景気低迷もあり、投資が伸び悩んでいる状態ではありますが、昨年後半(10-12月)は、日本企業の投資拡大が続いたこともあり、今年に期待を込めた様子です。

出典：NNAニュース (2016年1月4日付)

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク ([株式会社アークビジネスサーチ](#)内) >>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】：志賀 敦 (しが あつし)

<<タイ/バンコク現地デスク ([ARK ENTERPRISE CO., LTD.](#)内) >>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳 (ふくだ じゅん)

※「岡山県タイビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のタイでの事業展開を支援しています(岡山県からの委託業務)。ご利用にあたっては、[「岡山県タイビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)(086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のタイでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。